⑶　減損額のうち、損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳　（単位：円）

区　　分	建　　物	計
損益計算書に計上した金額		
損益計算書に計上していない金額	11,585,808	11,585,808
計	11,585,808	11,585,808

⑷　回収可能サービス価額

回収可能サービス価額として使用価値相当額を採用している。使用価値相当額は、使用見込みがないことを理由に減損を認識しているため、備忘価額としている。

２．減損の兆候が認められたもの

①　旧女子寮用敷地

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　旧女子寮用敷地
種　　類　土地
場　　所　高松市西宝町２丁目12―12
帳簿価額　31,583,000円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

令和元年度に市場価格に合わせて減損処理を行っているが、その後も遊休状態であるため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、今後の有効活用を検討しており、市場価格についても昨年度から変動がないため、減損の認識には至らないと判断した。

②　高松町宿舎Ｂ棟

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（高松町宿舎Ｂ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　高松市高松町2284―１
帳簿価額　28,134,071円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、現在も職員宿舎として使用していること及び新規採用、異動等により使用稼働の可能性が見込まれることから、減損の認識には至らないと判断した。

③　前田東町宿舎Ｃ棟

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（前田東町宿舎Ｃ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　高松市前田東町505―２
帳簿価額　12,544,964円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、現在も職員宿舎として使用していること及び新規採用、異動等により使用稼働の可能性が見込まれることから、減損の認識には至らないと判断した。

④　オリーブＳＴＵＤＥＮＴハウス

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（オリーブＳＴＵＤＥＮＴハウス）
種　　類　建物及び建物附属設備
場　　所　高松市幸町１―１
帳簿価額　3,482,199円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造寄宿舎用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、今後も引き続き課外活動等において学生が利用又は宿泊する施設として使用するため、減損の認識には至らないと判断した。

⑤　池戸宿舎Ａ棟

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（池戸宿舎Ａ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　木田郡三木町大字池戸字四角寺1239―２
帳簿価額　10,814,747円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、現在も職員宿舎として使用していること及び新規採用、異動等により使用稼働の可能性が見込まれることから、減損の認識には至らないと判断した。

⑥　池戸宿舎Ｂ棟

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（池戸宿舎Ｂ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　木田郡三木町大字池戸字四角寺1239―２
帳簿価額　10,851,255円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、現在も職員宿舎として使用していること及び新規採用、異動等により使用稼働の可能性が見込まれることから、減損の認識には至らないと判断した。

（収益認識基準に係る注記）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

⑴　収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益24,207,450,536円である。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格はない。